

KPMG Insight

KPMG Newsletter
March 2015

メコン流域諸国の投資環境 第2回
ミャンマーの税法の概要



cutting through complexity



Volume
11

メコン流域諸国の投資環境 第2回 ミャンマーの税法の概要

KPMG ミャンマー ヤンゴン事務所

パートナー 藤井 康秀

ASEANは2013年「日・ASEAN 友好協力40周年」を迎え、さらに本年、ASEAN 経済共同体（AEC）の発足を控えています。6億人の人口を保有する一大経済圏としての成長目覚ましく、製造拠点としてのみならず、内需を狙った消費市場としても着目され、日本企業の投資も急増しています。

一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっており、日系企業の税務への備えは必ずしも万全とは言い難い状況です。そこで、メコン流域諸国であるミャンマー、ラオス、カンボジア、タイ、ベトナムの5カ国の投資環境について連載いたします。

第2回となる本稿は、ミャンマーの税法の概要として、法人税、源泉徴収税、個人所得税、商業税の概要について解説します。

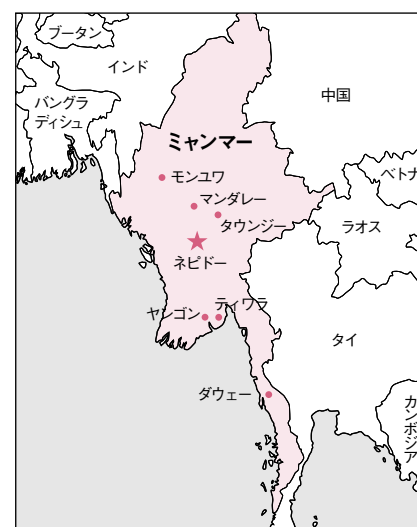
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



ふじい やすひで
藤井 康秀
KPMG ミャンマー
ヤンゴン事務所
パートナー

【ポイント】

- ミャンマーの主な税法は、所得税法（法人税、個人所得税を包含）と商業税法である。
- 法人税は、居住法人と非居住法人に区分し納税額の計算を行い、税務申告を行う。固定資産の減価償却は、歳入局の認めた償却率まで損金として認められる。
- 源泉徴収税は、ミャンマー居住法人が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住法人が対価を受け取る場合とで税率が異なる。また、物品やサービスの対価に関する源泉税は、支払者の区分（国内法人／外国法人）により税率が異なる点に留意が必要である。
- 個人所得税は、ミャンマー国内で就労する個人について、居住者と非居住者の区分にかかわらず納税義務を負う。滞在期間が90日未満であっても国内源泉所得がある場合には、課税対象となる点にも留意が必要である。
- 商業税は、付加価値税（VAT）に相当する税であり、他国の税制と異なり、売上税額から控除できる仕入税額の要件が不明確であるとともに、控除しきれなかった税額の還付手続きも不明確なままである。



I 法人税

1. 課税年度

4月1日から3月31日が課税所得の計算期間であり、すべての法人は3月末で終了する会計年度を設定する必要があります。

2. 納税主体

納税主体は、居住法人、非居住法人に区分されます。

居住法人 : ミャンマー国内で設立登記された法人
非居住法人 : ミャンマー国外で設立登記された法人

ここでの居住／非居住の区分は、ミャンマー国内で設立登記されたか、ミャンマー国外で設立登記されたかという区分です。外国法人のミャンマー支店は、国外で設立登記された法人として非居住法人に該当する点に留意が必要です。

3. 課税範囲

上記の納税主体の区分のうち、居住法人は全世界所得に対して課税が行われ、非居住外国法人は国内源泉所得に対して課税が行われます。ただし、居住法人のうち外国投資法に基づきミャンマーで設立された法人の課税範囲は、ミャンマー国内源泉所得に限定されます。

4. 課税所得の算出方法

課税所得は、総所得から税務上の損金を控除した額となります。法人の総所得には、総売上、事業収入、利子、賃貸料、ロイヤルティー、サービス・フィー、コミッションなどが含まれます。税務上の損金は、原則として、課税年度における事業遂行上必要なすべての費用です。事業所得を稼得するために直接に関連して支出された費用、ならびに初年度償却を含む減価償却費を損金として所得から控除することができます。貸倒損失は、債権回収が不可能であることが証明された時点（実務的には、裁判所での判決を待つ必要がある）で損金に算入され、貸倒引当金への繰入れは税務上で加算する必要があります。

資本金の支出ならびに事業に関連しない個人的支出、事業の拡大に比例しない費用などは損金として控除することができないと規定されています。

固定資産の減価償却は、歳入局が認めた償却率で計上することができ、それを超える減価償却費は、損金として認められ

ません。歳入局が認めた償却率は、たとえば建物について15%（約66年）～10%（10年）、機械装置25%（40年）～20%（5年）、車両20%（5年）のように定められています。実際に償却率を決定する際には歳入局が定めた償却率表に従う必要があります。年度中に取得された固定資産についても一年間分の減価償却費を計上できますが、年度中に売却・除却された固定資産についてはその年度の減価償却費を計上することができません。

また、税務当局より認められた慈善団体や財団への寄付金も税務上の損金となります。ただし、寄付金は総所得の25%を限度として損金算入が認められています。

5. 税率

事業所得については、居住法人には25%の法人所得税率が適用されます。一方、非居住法人（外国法人のミャンマー支店）には、35%が適用されます。

固定資産・株式の売却などによって生じるキャピタルゲイン所得は、通常の課税所得からは除外し、別途キャピタルゲイン所得のみに限定した課税計算がなされます。計算された納税額を資産の売却日より1ヵ月以内に申告・納付します。この場合の申告・納税者はキャピタルゲインを得た者となります。

キャピタルゲインに関する納税額は、売却価額から税務上の減価償却累計額を差し引いた簿価を控除した額に所定の税率を乗じて計算されます（図表1参照）。

図表1 法人所得税率

法人の種類	事業所得	キャピタルゲイン	
		一般 事業法人	石油・ガス 事業法人
居住法人	25%	10% ※	40% ～ 50% の 累進課税 ※
非居住法人 (外国法人の ミャンマー支店)	35%	40% ※	

※ 取引額が5,000,000 チャットを超える場合にのみ課税が行われる。
 取引がチャット以外の通貨によっている場合はこの免税は適用されない。

6. 配当金

配当所得は、非課税であり、配当支払い時の源泉税の徴収もありません。

7. 欠損金の繰越

キャピタルロスを除く税務上の損失額は、同事業年度の課税所得と相殺ができるほか、相殺され得ない損失額は翌年以降の3事業年度に繰り越し、将来の課税所得と相殺することができます。なお、損失繰戻しの制度はありません。

8. 税務申告

ミャンマーでは諸外国と同様に申告納税制度^{※1}が採用されており、納税者は自ら納税額の計算を行い税務申告を行います。申告・納付に関して、期中もしくは年度末^{※2}に課税所得見込み額に基づき計算した税額を納付する必要があります。年度末の申告・納付の際に予定納付額と通年の実際税額の差額を納付します。

年度末の申告は、翌事業年度の6月30日までに所轄の税務署に行います。法人が解散あるいは清算手続きに入った場合、清算の日から1ヵ月以内に清算申告を行う必要があります。キャピタルゲインに関する税務申告も、所得の発生の日、資産売却日より1ヵ月以内に申告を行います。

※1 年度末に税務当局に決算資料一式を提出するが、最終税額は当局との擦りあわせが必要となり、申告額以上の納付を要請されるケースもある。実態として賦課課税方式となっている。

※2 原則として年度末に納付するが、ケースによっては期中に予定納付が要求されることもある。

II 源泉徴収税

ミャンマー国内での物品の販売やサービスの提供などに際して、代金の支払者が受領者の法人税を前もって徴収し、納付する必要があります。ミャンマーの源泉徴収税は、ミャンマー居住法人が対価を受け取る場合と、ミャンマー非居住法人（外国法人のミャンマー支店および外国法人）が対価を受け取る場合とで税率が異なります。また、物品やサービスの対価に関する源泉税については、支払者の区分（国内法人／外国法人）により税率が異なる点に留意が必要です。

1. 源泉徴収対象所得と税率

2010年4月1日より施行され、2011年8月26日に変更された源泉税率は、図表2のようになっています。

なお、ミャンマーは、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、バングラデシュ、インドネシア、韓国、ラオスと租税条約を締結しており、そのうち、英国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、タイ、インド、韓国、ラオスとの租税条約が発効されています。タイおよびシンガポールとの租税条約に基づき適用される源泉税の免税措置も図表2のとおりです。

2. 非居住法人

ミャンマー国内でサービスを提供する非居住法人（外国法人の支店）で、ミャンマー国内に恒久的施設（PE：Permanent Establishment）を有する場合には、そのサービスに対する対価の受領は35%の源泉課税の対象となり、当該源泉税は前払いとして扱われ、確定申告に際して納付すべき法人税額から控除されます。国内にPEを有しない非居住法人がミャンマー国内でサービスを提供する場合にも、同様に35%の源泉税が徴収されますが、当該税額は最終税額となります。

3. MIC認可取得法人の取扱い

MIC認可取得法人には、事業開始後5年間の法人税免税恩典が付与されていますので、法人税の前払いである源泉税の取扱いも異なります。この場合、代金の支払元に支払に係る源泉税の控除が不要である旨の通知を行い、源泉徴収分を含む全額を自社に対して支払うように要求する必要があります。

図表2 源泉徴収対象所得と源泉税率、タイおよびシンガポールとの租税条約に基づき適用される免税措置

所得の種類		ミャンマー法人が受け取る場合		外国法人が受け取る場合		
		居住者 (外国資本の法人を含む)	非居住者 (外国法人の支店)	租税条約 非締結国	タイ	シンガポール
支払利息		—	15%	15%	10%	8 / 10%
配当金		—	—	—	—	—
ロイヤルティー		15%	20%	20%	15%	10 / 15%
国内法人からの 契約等に基づく 支払い	物品の対価	2%	—	—	—	—
	サービスの対価	2%	3.5%	3.5%	—	—
外国法人からの契約等に基づく 物品・サービス対価の支払い		2%	3.5%	3.5%	—	—

Ⅲ 個人所得税

1. 居住者・非居住者と課税所得の範囲（図表3参照）

（1）課税対象者

ミャンマー国内で就労する個人は、居住者と非居住者の別にかかわらず、ミャンマーでの所得税の納税の義務を負います。国内に継続して90日以上滞在する外国人は、外国人登録証（FRC）を申請することが義務付けられており、FRCの保有者はミャンマーを出国する際には税務クリアランスを行うことが求められます。ただし、このことは国内に90日未満滞在中の場合には、個人所得税の課税が発生しないことを意味するものではなく、滞在期間が90日未満であっても、その間に国内での雇用による所得あるいはその他の国内源泉所得がある場合には、課税対象となる点に留意が必要です。

（2）居住者と非居住者の定義

個人の場合、毎年、課税年度内（4月1日から3月31日）においてミャンマー国内に183日超滞在する者が居住者と定義され、183日以内の者が非居住者と定義されます。

（3）課税対象所得

居住者は全世界所得に対して課税されます。一方、非居住者はミャンマー国内源泉の所得に課税されます。国内源泉所得とは、ミャンマー国内の職位・職責による所得、ミャンマー国内事業所または事業からの所得、ミャンマー国内に所在する資産からの所得を指し、所得の受領地や居住者・非居住者の違いは問われません。

図表3 居住者・非居住者と課税所得の範囲

	非居住者	居住者
滞在期間（通算）	183日以内	183日超
課税対象範囲	ミャンマー 国内源泉所得	全世界所得

2. 課税所得

課税所得には、給与、賞与、手当その他の福利厚生費が含まれます。福利厚生には、個人の専用として与えられる住居についての費用も含まれ、会社が負担した賃借料の全額が課税所得に含まれます。会社保有の社宅を供与する場合等その金額が明確でない場合には、給与の10%（家具なしの住居）あるいは12.5%（家具付きの住居）で計算した額が課税所得に加算されます。会社が支給する乗用車、また自家用車を使用した場合の燃料費手当などは、金額が合理的な範囲であれば、

課税所得に含める必要はないとされています。

なお、法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は当該従業員の課税所得に含まれます。

固定資産の売却による所得、キャピタルゲインに対する課税は、法人の場合と同様に、居住者は10%、非居住者は40%の税率でそれぞれ分離課税されます。また同様に、配当所得は非課税となっています。

3. ミャンマー国民の課税所得

ミャンマー国内に居住するミャンマー国民は、年間の給与所得が1,440,000チャット以下である場合には所得税の課税を受けません。ミャンマー国民が外貨により所得を得る場合には、当該所得は、中央銀行により示される為替レートにより換算し計算します。一方、2012年1月1日より、国外に居住するミャンマー国民が国外で稼得する給与所得は課税対象外とされました。ただし、給与所得以外の所得を外貨で受領する場合には、10%の所得税を外貨で支払うことが求められます。

4. 所得控除

居住者であるミャンマー国民の課税所得の計算においては、図表4の所得控除が認められます。

図表4 所得控除

所得控除対象	内容
基礎控除	課税所得総額の20%（上限10百万チャット）
配偶者控除	所得のない配偶者につき300,000チャットの控除
保険料控除	納税者、配偶者のための保険料支払い額の控除
扶養控除	未婚で扶養者となっている子女1人当たり200,000チャットの控除。18歳以上の子女の場合には、全日制の学校などにおける就学者であることが条件となる。

5. 税率

個人所得税の税率は、図表5のように、また、居住者に適用される累進税率は図表6のとおりです。

6. 外貨所得の換算

外貨により稼得された所得を現地通貨に換算する為替レートは、日次で中央銀行により発表されるレートを使用します（参考：2015年1月22日の為替レート：1USD=1,025チャット）。

7. 会社負担の所得税のグロスアップ

法人がその従業員に課税された所得税を負担する場合、当該所得税額は従業員の課税所得に含めるべくグロスアップして計算します。その計算の手続きはやや複雑であるため、専門家の関与が望ましいと思われます。

図表 5 個人所得税の税率

納税者区分		給与と所得その他の所得		キャピタル ゲイン
		給与と所得	その他の 外資収入	
ミャンマー 国民	居住者	0%～25% の累進税率	10%	10%
	非居住者	非課税		40%
外国人	居住者	0%～25%の累進税率		10%
	非居住者	35%		40%

図表 6 居住者に適用される累進税率

課税所得	税率
1 チャット ～ 2,000,000 チャット	0%
2,000,001 チャット ～ 5,000,000 チャット	5%
5,000,001 チャット ～ 10,000,000 チャット	10%
10,000,001 チャット ～ 20,000,000 チャット	15%
20,000,001 チャット ～ 30,000,000 チャット	20%
30,000,001 チャット以上	25%

図表 7 商業税の課税対象取引と税率

	物品の販売		物品の輸出	サービスの提供
	輸入品	国内製造品		
非課税品目	図表 8 の 24 品目	図表 8 の 24 品目 および 図表 9 の 60 品目	下記以外 すべて非課税	図表 10 の 26 品目
課税品目	上記以外 すべて課税	上記以外 すべて課税	図表 11 の 5 品目	上記以外 すべて課税
税率	標準税率	5%	5%	5%
	特別税率	図表 12 の 16 品目 (輸入または製造販売の場合のみ)		図表 11 の 5 品目
	軽減税率	—	ミャンマー企業(個人) または国営企業の 製造販売品には 2%	—

8. 申告・納税

個人所得税の納税は、所得の稼得された時点でその都度行います。給与は通常毎月支払われるため、給与所得に関する所得税は、月次もしくは四半期ごとに納税します。納税額は、年度の所得予測額を基礎として計算した税額を納付します。年度末の確定申告を行う際、期中納付額は最終の納税額から控除されます。法人の場合と同様に、個人所得税の年度末の申告書は、課税年度の翌年の6月末日までに所轄税務署に提出しなければなりません。

IV 商業税

1. 納税義務者と課税範囲

(1) 商業税の仕組み

ミャンマーの商業税は、諸外国で一般的に課されている付加価値税 (VAT) に相当する税です。ミャンマーで供給される幅広い物品、サービス、輸入品および輸出品を課税対象としています。商業税は、生産と流通の各段階で顧客に課税する税額から、各仕入業者に支払った税額の控除を認めることにより、結果的に最終消費者が税負担を行う仕組みです。

商業税は基本的に物品の販売・サービス提供時点で課税されます。物品の輸入に関しては輸入通関時に輸入関税と同時に徴収されることになります。

商業税は諸外国の付加価値税と同様、売上税額から仕入税額を控除する仕組みとなっています。ただし、他国の税制と異なり、売上税額から控除できる仕入税額の要件が不明確になっています。また、控除しきれなかった仕入税額の還付の

規定もありますが、その詳細な手続きは不明確なままです。

(2) 課税対象取引と税率

商業税は、2014年4月の改正により、大幅に課税範囲が拡大されています。これにより、ミャンマー国内で行われた一部の非課税品目を除くすべての物品とサービスの輸入・販売、また、一部の物品の輸出の取引を課税対象とすることになりました。

物品やサービスの種類により複数の税率が設定されています。課税品目・非課税品目および税率についてまとめると図表7～図表12のようになります。

基本となる税率は5%であり、乗用車、宝石類、酒類、たばこなど特定の品目については、8%から100%の高い税率が課せられています。

なお、法令はミャンマー語で公表されており、公式英訳は作成されていません。適用にあたってはミャンマー語原文をあわせて参照する必要があります(図表8～図表13)。

(3) 非課税事業者

課税年度内の売上が15百万チャットに満たない事業者は、非課税事業者として商業税は免除されます。

2. 申告・納税手続き

(1) 納税者登録

国内で物品の製造・販売、またはサービスの提供を行う業者は、所轄の税務署または法人専門の税務署で納税者登録を行う必要があります。納税者登録の申請は、事業開始日の1ヵ月前までに提出し、その後、実際の事業開始の通知を事業開始日から10日以内に行います。また、税務当局から発行された納税者登録証書は主たる事業所に掲げるとともに、そのコピーを他の事務所に掲げる必要があります。

(2) 予定納付および確定申告

課税対象期間は、月次ベースとなっています。月次の納税額を事前に指定の銀行へ預託してTax Challan(銀行発行の受領書)を入手し、翌月10日までに税務当局へ持ち込んで納付受領書を入手します。また、税務当局から入手する申告書フォームに基づき、四半期ごとの税務申告書を翌月末までに提出します。さらに、年度の税務申告書を、年度末から3ヵ月以内に提出する必要があります。

(3) 仕入商業税の控除と還付

仕入に係る商業税を、売上時に徴収した商業税と相殺する手続き(仕入税額控除)の適用の規定はあるものの、詳細な手続きは不明確となっています。2014年4月の改正前の商業税法では、製造業、販売業の法人には仕入税額控除の適用が規定されていますが、サービス業には控除が認められていませんでした。今般、規定されている非課税品目以外の物品・サービスが課税対象とされたため、幅広く仕入税額控除が認められることになると予想されます。今後の実務を注視する必要があります。

また、これまでも仕入税額控除が認められている製造業・販売業においても、仕入税額を証明するための書類の作成は煩雑な手続きとなっており、実務上の障害となっています。他国で採用されているように、要件を明確にした単純なインボイス方式を採用して実務を簡素化することが望まれます。

相殺が認められない場合、仕入れに対する商業税が直接の

図表 8 非課税品目の 24 品目

Sr. No.	品目
1	肥料
2	農薬、殺虫剤、殺菌剤等
3	農機具、農業機械、およびそれらの部品
4	養殖魚およびエビ用の飼料
5	家畜飼料
6	家畜用の医薬品
7	繁殖用の家畜
8	ソーラーパネル、蓄電池、インバーター
9	X線フィルム・パネル、X線装置、外科用医療機器、医薬に関連する機器装置
10	包帯、ガーゼ、その他医療用衣服、手術用の器具その他
11	医薬品(一部法規で定める登録医薬品を除く)
12	ドラッグ
13	教科書、参考書、種々の練習帳・画帳、それらを作成するための用紙、種々の鉛筆
14	鉛筆製造用のグラファイト
15	コンドーム
16	防衛・軍用装備品
17	民生用の火薬、ダイナマイト、それらの付属品
18	穀物・野菜・果樹の種および苗
19	防衛、武器・弾薬、車両その他備品に関連する防衛省関連の印刷物
20	海外渡航者に外貨で販売されるデューティーフリーショップの商品
21	大使館ならびに領事館の職員のために輸入される車両
22	防衛省予算で承認された軍隊で使用される消耗品等
23	CMP 事業者の輸入する材料・梱包材
24	エネルギー省が、外国の大使館、国際連盟の機関ならびに外交官に販売する燃料

コストとなるため、事業計画の検討にあたり留意が必要となります。

なお、今回の改正で、一部の特別税率の適用対象として残された物品（図表13参照）については、当該物品の輸入を行う者、あるいは国内製造会社から当該物品を最初に購入する者は、仕入税額控除を行うことができません。その流れを図表14にて示していますが、当規定は輸入業者、製造業者に適用されるものであって、その後の流通に関与する者は税額控除が可能となっています。この取り扱い、仕入税額のほうが売上税額よりも大きくなる場合、仕入税額控除を許すと特別税率を課す意味がなくなるため、設けられているものです。

（4）タックスインボイス

他国の付加価値税ではインボイス方式が採用されていますが、ミャンマーの商業税法には同様の規定はなく、タックスインボイスに所定の様式や記載の要件などは特に定められていません。

図表9 非課税とされる国内製造品目の60品目

Sr. No.	品目		
1	粳、米、糠、粳殻	30	漂白剤
2	小麦、小麦粉	31	綿繰り機にかけた綿
3	とうもろこし、その他の穀物、およびそれらの粉	32	コイヤ糸（ここやし皮から縫った糸）
4	豆類、豆粉	33	羽毛
5	ピーナッツ	34	傘用の布
6	ゴマの実、ゴマ	35	切手、印紙
7	からしの種、ひまわりの種、綿花の種	36	封印用ののり、ワックス
8	パーム油	37	石版、石版用のペン、チョーク
9	種々の綿	38	エビのペースト“ngapi”
10	麻、麻糸	39	エビ・魚の魚醤“ngan-pya-ye”
11	ニンニク、オニオン	40	ピーナッツ油、ゴマ油、ひまわり油、ぬか油
12	じゃがいも	41	鮮魚・エビ
13	カサバの苗、粉	42	殺菌または低温殺菌された牛乳
14	その他の香辛料（葉、実、種、樹皮）およびそれらの加工品	43	チリ、チリパウダー
15	果物	44	サフラン、サフランパウダー
16	野菜	45	生姜
17	サトウキビ	46	魚のすり身
18	桑の葉	47	タマリンド
19	薬草・植物	48	国旗
20	飼料（農産品で作った生または乾燥のもの）	49	数珠玉
21	わら・アシ・シュロなど屋根ふきの材料	50	物差し、消しゴム、鉛筆削り
22	木材、竹材	51	マキなどのたきつけ
23	動物	52	ココナッツ・オイル
24	カイコの繭	53	にわとり等の玉子
25	籐	54	かぼちゃ・うりの種
26	ハチミツ、蜜蝋	55	法衣などの宗教上の衣服
27	ラック	56	あぶら糟
28	ピーナッツ、ゴマ、綿の実、米ぬか等の搾りかす	57	塩
29	石鯪	58	天然ゴム
		59	ビンロウジ
		60	コンピューター、電話器

図表 10 非課税とされるサービスの 26 品目

Sr. No.	品目
1	住宅のレンタル
2	駐車場のレンタル
3	生命保険
4	マイクロファイナンス
5	保健サービス
6	教育サービス
7	貨物運送サービス
8	雇用サービス
9	銀行サービス
10	通関サービス
11	催事用の備品 (机・椅子・調理器具など) のレンタルサービス
12	畜殺サービス
13	受託加工業
14	葬祭サービス
15	コンテナ・貨物輸送
16	保育サービス
17	ミャンマー伝統マッサージおよび盲人のマッサージ師によるマッサージ
18	引越しサービス
19	有料道路の通行料徴収サービス
20	動物病院の医療保健サービス
21	公衆トイレサービス
22	国際航空輸送サービス (アウトバウンドのみ)
23	文化芸術関連のサービス
24	情報通信サービス
25	技術ならびにマネジメント・コンサルティングサービス
26	公共交通サービス (バス、鉄道、フェリーボート)

図表 11 課税される輸出品目 (5 品目)

Sr. No.	品目	税率
1	原油	5%
2	天然ガス	8%
3	チークの木材および加工品	50%
4	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石	30%
5	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	10%

図表 12 輸入品および製造販売品における特別税率品目 (16 品目)

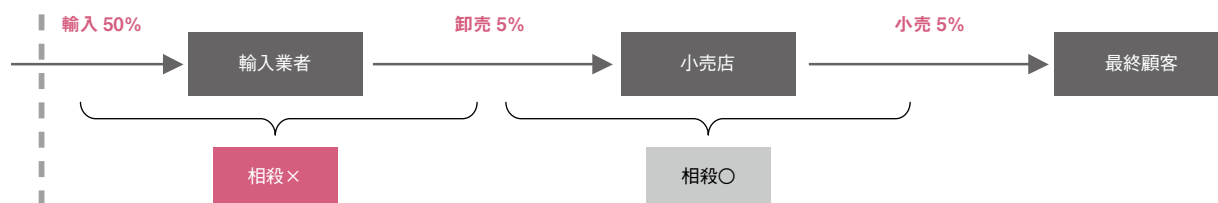
Sr. No.	品目	税率
1	紙巻たばこ	100%
2	嚙たばこ	50%
3	たばこ葉	50%
4	両きり葉巻	50%
5	葉巻	50%
6	パイプ用たばこ	50%
7	ペテル・チューイング (ピンロウの実をキンマの葉でくるんだもの)	50%
8	酒類	50%
9	ビール	50%
10	ワイン	50%
11	チーク材、製品	25%
12	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石	30%
13	翡翠、ルビー、サファイア、エメラルド、ダイヤモンド、その他の宝石で作られた宝飾品	15%
14	1800 cc 以上の車両、ライトバン、サルーン、セダン、ライトワゴン、エステートワゴン、クーペ	25%
15	ガソリン、ディーゼル、航空燃料	10%
16	天然ガス	8%

図表 13 輸入品および国内製造における特別税率品目のうち、仕入税額控除が認められない品目

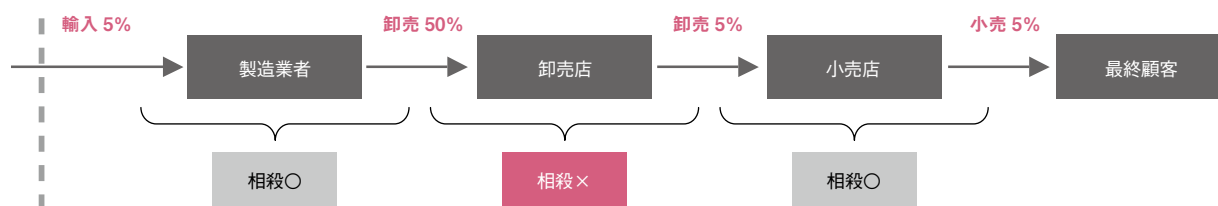
Sr. No.	品目	税率
1	紙巻たばこ	100%
2	嚙たばこ	50%
3	たばこ葉	50%
4	両きり葉巻	50%
5	葉巻	50%
6	パイプ用たばこ	50%
7	ペテル・チューイング (ピンロウの実をキンマの葉でくるんだもの)	50%
8	酒類	50%
9	ビール	50%
10	ワイン	50%

図表 14 輸入品および国内製造における特別税率品目の税額控除の流れの例

《ビール完成品を輸入し、販売するケース》



《原料を輸入し、ビールを製造販売するケース》



メコン流域諸国の税務（第2版）

タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー



2014年10月刊
 【編】KPMG/あずさ監査法人
 【監修】藤井 康秀
 中央経済社
 570頁 6,200円（税抜）

メコン流域諸国はASEANの中でも成長目覚ましく、日本企業の投資も急増しています。一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となってきました。そのため、投資国の税務についての詳細な情報を入手して、十分に備えることが必要です。第2版では、初版で取り上げたタイ、ベトナム、カンボジア、ラオスのほかにミャンマーを加え、5カ国を対象として、現地での経験と実務を踏まえ、税務・投資情報を体系的にわかりやすく解説しています。

本書の特徴

- ☑ 各国の税法を網羅的にかつ体系的に整理
- ☑ 実務に基づく解釈と留意点を詳細かつ明確に解説
- ☑ 理解を補助するための豊富な図解

【バックナンバー】

「メコン流域諸国の投資環境 第1回
 ミャンマーの投資関連法規」
 (KPMG Insight Vol.10/Jan 2015)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ミャンマー
 ヤンゴン事務所
 パートナー 藤井 康秀
 TEL: +66-2-677-2210
 yfujii@kpmg.co.th

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.